

2022年9月26日

次世代育成支援対策推進法に基づく「くるみん」認定の取得について

西日本シティ銀行（頭取 村上 英之）は、次世代育成支援対策推進法に基づき、厚生労働大臣から「くるみん」認定を受けましたので、お知らせします。

「くるみん」は、従業員の仕事と子育ての両立を図るための雇用環境の整備や、多様な労働条件の整備等への取組みを「行動計画」として策定・実施し、目標を達成するなどの一定の要件を満たした企業に与えられる認定です。

当行は、今後も仕事と子育ての両立支援を積極的に推進するとともに、男女ともにワークライフバランスを重視する風土の構築に取り組んでまいります。

記

1. 認定日

2022年7月28日

2. 認定された一般事業主行動計画と目標達成状況

期 間：2019年4月1日～2022年3月31日

目 標：育児休業の取得率を次の水準以上とする。

- ・男性の育児休業取得率を50%以上とする。
- ・女性の育児休業取得率を90%以上とする。



<目標達成状況>

これまで法定以上の育児休業制度や短時間勤務制度の導入などの「両立支援制度の拡充」を実施してきた結果、行動計画期間中の男性の育児休業取得率は51.6%、女性の育児休業取得率は100%となり、上記の目標を達成しました。

【参考：当行の両立支援制度】

2022年10月1日以降、育児休業開始時の有給休暇期間を5営業日から10営業日へ拡大し、育児休業の更なる取得促進を図ります。

育 児 休 業 制 度	最長、子が4歳に達するまで休業可能 (育児休業開始時の当初10営業日は有給休暇扱い)
短 時 間 勤 務 制 度	子が小学3年生まで、1日2時間を限度に利用可能
時間外勤務の免除および制限	子が小学3年生まで、利用可能
時 差 出 勤	子が小学3年生まで、1日4時間を限度に始業時刻、終業時刻の繰上げ、繰下げが可能

以 上

本件に関するお問い合わせ先
人事部 橋本・黒田 TEL.092-461-1773